

4. 博士の学位申請に際しての諸注意事項

理工学研究科で博士の学位を申請する場合は、次の各事項を参照すること。

1. 論文発表について

- (1) 学位申請に先立ってあらかじめ、論文発表会を開催し、研究論文を発表すること。その際、課程博士の場合には研究指導教員、論文博士の学位申請の場合にはその紹介者が、予備審査会を必要回数行って十分に実質的審査をし、学位に値すると判断されたうえで論文発表会の開催を決定する。もし、学位に値しないと判断された場合は却下する。
予備審査会は、博士後期課程研究指導教員によって構成され、構成員の所属するコースは問わない。
- (2) 予備審査に当って、申請者は予備審査のために論文のコピーを必要部数提出する。
この段階では論文は製本しなくてよい。
- (3) 予備審査会で論文発表会開催を決定した場合、発表会開催日の2週間前に所属コースの大学院教務主任の承認を得たうえ、論文発表会申込書に略歴および和文要旨を添えて学務課へ申込むこと。なお、課程博士の場合にはその研究指導教員を、論文博士の場合には、予備審査会構成員のうちから1名を互選し司会者とする。
- (4) 会場準備等は、司会者が学務課と打合わせで行う。申請者は、司会者と相談し、発表に必要な器具、方法等について十分な準備をすることが必要である。
- (5) 論文発表会において、申請者は論文の内容について講演し、出席者との間に質疑応答を行う。
- (6) 司会者は論文発表会終了後、論文の可否について、出席の博士後期課程研究指導教員の意見を聞き、論文審査の申請の手続きを進める。
この際、司会者は論文審査および学位授与要項第8、9項にもとづき、主査、副査の候補者を決定する。予備審査会が審査に適任と認めた場合、他の大学院又は研究所等の教員等を、副査の候補者に指名することができる。
- (7) 博士後期課程委員会において、司会者は予備審査、発表会の結果等について報告する。
委員会は、審査の後、論文受理の可否を決定する。
- (8) 論文が受理されたら、司会者は(6)で決定した主査、副査の候補者を委員会に諮り、審査委員会を決定する。
- (9) 課程博士の学位について、3月、9月に課程修了となるためには原則として、それより3カ月以前、すなわち、おそくとも12月中旬、5月中旬には発表会が行われなければならない。

2. 学位申請について

- (1) 学位申請は、論文発表会終了後、申請書類を提出すること。
- (2) 提出した書類はいかなる理由があっても返還しない。
- (3) 課程博士による学位申請期限は、入学して6年以内である。

3. 学位授与について

学位授与が決定したときは、学務課から本人に通知する。

4. その他

学位論文審査のために必要があるときは、参考資料を提出させることがある。

学位論文審査にあたり、主査および副査、ならびに予備審査会を含む審査に関する者は、学位申請者との間で金銭の授受があってはならない。

5. 理工学研究科における博士論文審査および学位授与要項

本研究科の博士論文審査については、2004年度の研究科改編に伴い、それまでの要項内容に新たなコース制による運営の記述を加え2003年11月26日の研究科教授会で承認した。本要項は、学位規則第7条第1号に該当する課程博士の審査に、学位規則第7条第2号に該当する論文博士の審査をも包含してまとめたものである。

〔論文発表会〕

1. 学位論文の審査を申請しようとする者は、申請に先立って、研究科博士後期課程研究指導教員の1名（学位規則第7条第1号による者は原則として研究指導教員）に論文を提出する。なお、申請者は論文の提出とともに希望する学位の種類を申し出る。
2. 論文の提出を受けた教員は、論文の内容を判断したうえ、論文発表会を開催し、その司会者となる。
3. 論文発表会開催の公示および通知は、論文発表会の2週間前を原則とする。
論文発表会の開催日時は、論文の提出を受けた教員の所属するコースで定める。大学院教務主任（当該コース）は、研究科長に論文発表会開催を申し込み、申請者の「略歴および論文の和文要旨（2,000字程度）」160部を提出する。
研究科長は、公示および通知する。
4. 司会者は、論文発表会終了後、論文の可否について、出席の博士後期課程研究指導教員の意見を聞き、論文審査の申請の手続きを進める。
 - (1) この場合、学位規則第7条第1号に該当する申請者については、司会者は、当該コースの承認を得たうえ、申請者が既に退学している場合は再入学願とともに、申請者に論文審査の申請をさせる。
 - (2) 学位規則第7条第2号に該当する申請者については、司会者は、所属するコースの大学院教務主任の承認を得たうえ、申請者に所定の手続きとともに学位申請書を学長に提出させる。〔学位規則第9条〕

〔受理〕

5. 学位規則第7条第1号に該当する申請者については、当該大学院教務主任が研究科長に論文受理の手続きを申し出る。
研究科長は、論文受理の可否を博士後期課程委員会に諮る。〔学位規則第10条〕
 - (1) 受理の議決は、出席者の2/3以上の賛成を必要とする。
 - (2) 議決の方法は、無記名投票によるものとする。
 - (3) 既に退学している申請者に対しては、再入学願を承認する。
6. 学位規則第7条第2号に該当する申請については、研究科長は5. に準ずる手続きにより、博士後期課程委員会に諮り、その結果を学長に報告し、学長はこれを決定する。〔学位規則第11条〕

〔審査委員会〕

7. 論文の審査にあたっては、博士後期課程委員会は、審査委員会を設けなければならない。〔学位規則第13条〕
8. 学位規則第7条第1号に該当する申請者に対しては、
 - (1) 審査委員主査は、原則として当該研究指導教員があたる。
 - (2) 副査は当該専攻所属の教員2名以上を含むものとする。
9. 学位規則第7条第2号に該当する申請者に対しては、審査委員主査1名、同副査2名以上とする。〔学位規則第13条〕

〔審査の期間〕

10. 学位規則第7条第1号に該当する申請者の論文の審査は、論文受理の日から1年以内に終了しなければならない。
11. 学位規則第7条第2号に該当する申請者の論文の審査は、論文を受理した日から、原則として1年以内に終了するものとする。ただし、博士後期課程委員会の決議により、その期間を延長することができる。〔学位規則第18条〕

〔最終試験〕

12. 審査委員会は、論文の審査を終えたときは、最終試験による学力の確認を行う。
試験は、
 - (1) 学位規則第7条第1号に該当する申請者に対しては、口頭試問によるが、筆答試問をあわせて行うことができる。〔学位規則第15条〕
 - (2) 学位規則第7条第2号に該当する申請者に対しては、口頭試問および筆答試問による。〔学位規則第16条〕

〔外国語学力認定試験〕

13. 学位規則第7条第2号に該当する申請者に対しては、申請者の選定した2外国語について試験を行う。
ただし、審査委員会が申請者の経歴および研究業績により、外国語試験を行う必要がないと認めるときは、博士後期課程委員会の承認を得て、その経歴および業績の審査をもってこれに代えることができる。〔学位規則第17条〕

〔審査の結果の報告〕

14. 審査委員主査は、論文の審査および最終試験等による学力の確認を終了したときは、ただちに審査報告書、最終試験の結果の要旨、学位を授与できるか否かの意見に添え、研究科長に文書で報告する。〔学位規則第19条〕

〔課程修了の議決〕

15. 学位規則第7条第1号による者の、博士後期課程委員会における課程修了の議決に関しては、
(1) 審査委員主査は、審査結果の報告を行う。
(2) 課程修了の可否の議決は、委員会構成員総数の2/3以上の出席を必要とし、出席者の2/3以上の賛成がなければならない。
(3) 議決の方法は、無記名投票による。
(4) 審査の結果、審査委員会が博士の学位の授与を否とする認定をした場合には議決を要しない。〔学位規則第20条〕
16. 学位規則第7条第2号による論文の合否については、15. を準用する。〔学位規則第21条〕

〔学長への報告〕

17. 博士後期課程委員会が15. または16. の議決をしたときは、研究科長は、論文とともにその要旨、審査の結果の要旨に添え、議決の結果を文書で学長に報告する。〔学位規則第22条〕

〔大学院委員会の審議〕

18. 研究科長は、あらかじめ学位授与候補者の学歴、研究歴、職歴および審査報告書を各委員に配付しておき、研究科博士後期課程委員会における論文審査および議決に関する手続きが適正であることの確認を得るために報告を行う。大学院委員会には、審査委員主査又は大学院教務主任は陪席することができる。
(1) 議決は、出席委員の2/3以上の賛成がなければならない。
(2) 議決の方法は、無記名投票による。

〔学位規則第23条〕

〔学位記の授与〕

19. (1) 学長は、大学院委員会の審査経過及びその結果を文書で青山学院長に報告し、承認を求める。
(2) 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
(3) 学位規則第7条第1号による学位の授与は、3月及び9月とする。
(4) 学位規則第7条第2号による学位の授与は、随時とし、学位記の日付は、当該学位の授与に関する議決が行われた日とする。

〔学位規則第24条〕

〔博士学位論文の公表〕

20. (1) 博士の学位を授与したときは、本学は当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に当該博士の学位の授与に係わる論文の内容の要旨、及び論文審査の結果の要旨を公表する。
(2) 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に「青山学院大学審査学位論文」と明記して、当該論文を印刷公表しなければならない。
ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときはこの限りではない。
(3) 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
(4) 前項の規定により公表する場合は「青山学院大学審査学位論文の要旨」と明記しなければならない。

〔学位規則第25、26条〕

〔学位の名称の使用〕

21. 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。
博士（専攻分野）（青山学院大学）〔学位規則第28条〕

〔学位記の様式〕

22. 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。〔学位規則第32条〕

〔文部科学大臣への報告〕

23. 博士の学位を授与したときは、学長は当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。〔学位規則第29条〕

〔学位簿登録〕

24. 博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録する。〔学位規則第30条〕

〔学位授与の取消し〕

25. 博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、博士後期課程委員会の議を経て、その学位を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表する。

- (1) 議決は、15. を準用する。〔学位規則第31条〕

平成20年7月16日研究科教授会承認

6. 博士論文審査手続一覧

手続事項 (学位規則)	提出書類	書式	提出部数	提出経路	備考	事務所管
論文発表会	論文発表会申込書 略歴及び論文の和文要旨 (2,000字程度)	所定用紙 学務課にあり A4	1部 160部	大学院教務主任 (当該コース) ↓ 研究科長		申請者 ↓ 司会者 ↓ 相模原事務部学務課
学位申請② (8、9条)	博士論文① 和文要旨 欧文要旨 (300語程度) 論文目録 学位申請書 { 学位の種類 2 外国語の種類 } 履歴書 審査手数料③ (論文博士申請者のみ)	既出 様式(3) 様式(1)(2) 様式(4) 15万円又は 20万円	3部 3部 3部 1部 3通	申請者 ↓ 大学長	①論文は新たに書き下ろされたものであることが望ましい。しかし内容によっては外国語で書かれたもの、既に公表されたものでもよい場合がある。 ②学位申請の際の提出書類はタイプ印書とする。 ③論文が受理されなかった場合は返還する。	申請者 (研究指導教員) ↓ 相模原事務部学務課
論文受理の可否 (10条、11条)				大学院教務主任 (当該コース) ↓ 研究科長 ↓ 大学長	博士後期課程委員会 ↓ 大学長 (論文博士申請者)	相模原事務部学務課
論文審査委員の決定 (13条)					博士後期課程委員会	相模原事務部学務課
論文審査及び最終試験 (14、15、16条)					審査委員会 受理の日から1年以内に終了。ただし論文博士の場合は延長可。口頭試問及び筆答試問。	相模原事務部学務課
審査結果報告 (19条)	論文審査結果要旨 最終試験結果要旨 学力の確認結果要旨 (学位授与可否の意見書)	A4 1つに まとめてA4	1部 1部	審査委員会 ↓ 研究科長		審査委員主査 ↓ 相模原事務部学務課
論文の合否判定 (20、21条)					博士後期課程委員会 2/3以上の出席、2/3以上の賛成、無記名投票。	相模原事務部学務課
大学長への報告 (22条)	博士論文 和文要旨 論文審査結果要旨	既出のもの	1部 1部 1部	研究科長 ↓ 大学長		相模原事務部学務課 ↓ 大学庶務部 大学院事務室
学位授与に関する決議 (23条)	学歴 研究歴 } 履歴書 職歴 } 審査報告書 研究科における審査経過	既出のもの 学務課で作成	構成に各1部ずつ		大学院委員会 2/3以上の出席、2/3以上の賛成、無記名投票。 主査又は大学院教務主任は陪席することができる。	大学院事務室 相模原事務部学務課
院長への報告 (24条)	大学院委員会の審議経過及びその結果	A4	1部	大学長 ↓ 大学院長		大学庶務部 大学院事務室
学位記の授与 (24条)				大学長 ↓ 申請者	学位授与の可否にかかわらずその旨通知する。	
学位論文の公表 (25、26条)	①論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨 ②青山学院大学審査学位論文				①3カ月以内に印刷公表。 ②1年以内に印刷公表。 〔ただし、既に印刷公表済の場合は不要。〕	大学院事務室 相模原事務部学務課
文部科学大臣への報告 (29条)	博士論文 報告書類			大学長 ↓ 文部科学大臣	3カ月以内 博士論文は国立国会図書館へ。	大学庶務部 大学院事務室 相模原事務部学務課

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（9月授与・3月授与）

（2005年10月19日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 基礎科学コース

コース会議に予備審査を行うことのできる時期：
予備審査予定時期の1週間程度前までに

博士論文発表会前の予備審査

- 回数： 1回
- 時期： 発表会の1週間程度前までに
- 審査方法： 発表者の発表および論文により審査員が審査する
- 審査員： 課程博士の場合、指導教員、論文博士の場合、紹介者を主たる審査員として、これに適切な審査をできる専門分野の近い複数名の研究者を加える。

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期：
予備審査終了後、できるだけ早く。

博士論文発表会の開催を可とする基準：
予備審査において審査員が可と認め、コース会議において了承されること。

審査委員（副査）候補者の人選：
時期： 予備審査後、適当な時期
人選方法： 課程博士の場合、指導教員、論文博士の場合、紹介者が候補者を提案し、コース会議において了承する。

以上

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（9月授与・3月授与）

（2005年10月19日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 化学コース

コース会議に予備審査を行うことので承認を得る時期：

3月授与： 11月上旬から中旬

9月授与： 5月下旬

博士論文発表会前の予備審査

回 数： 1回

時 期： 博士論文発表日の3週間前

審査方法： 審査員全員で判断

審 査 員： 主査（化学コース専任教員）、副査（3人以上、他コース、他大学の有資格者および同等の資格を有する者も含む）

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期：

予備審査後1週間以内

博士論文発表会の開催を可とする基準

課程博士： 予備審査了承会議時に第1著者論文が欧文国際雑誌に1篇アクセプトされていること、ただし、当該論文は学位申請者が本学大学院博士後期課程入学後に投稿してアクセプトされた論文に限る。

論文博士： 第1著者論文が欧文国際雑誌に3篇、その他、欧文国際雑誌に2篇アクセプトされていること。

審査委員（副査）候補者の人選

時 期： 予備審査を承認したコース会議で人選する

人選方法： 主査が決める

以上

（2008年5月14日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 機能物質創成コース

コース会議に予備審査を行うことのできる時期:

9月～10月初旬

博士論文発表会前の予備審査

回数: 1回

時期: 博士論文発表会（予定日）の数週間前まで。

審査方法: 1時間程度の発表とその後の1時間程度の質疑応答の後に、審査委員全員で議論し博士論文発表会を開催しても良いかどうかの審査を行う。

審査員: 主査、副査（予定者）全員

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期:

9月～10月初旬（3月授与の場合）

2月～3月（9月授与の場合）

博士論文発表会の開催を可とする基準

※ 課程博士の場合

（必要条件） オアソライズされた専門誌（査読付き）へ、ファーストオーサーで1篇以上の論文が受理されていること。

（十分条件） 主査、副査が予備審査を経て博士論文発表会開催が可であると判断する。

※ 論文博士の場合

（必要条件） オアソライズされた専門誌（査読付き）へ、5篇以上の論文が受理されていること。それらの中の3篇以上がファーストオーサーであること。

（十分条件） 主査、副査が予備審査を経て博士論文発表会開催が可であると判断する。

審査委員（副査）候補者の人選

時期: 予備審査会（予聴会）には原則として副査は全員参加するので、その前まで。

人選方法: 主査が人選を行う。

以上

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（9月授与・3月授与）

（2005年10月19日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 生命科学コース

コース会議に予備審査を行うことのできる時期:

3月授与: 10月末まで。少なくとも論文1編が国際学術誌（基準欄に説明）に採択されているか、投稿済みで修正により採択が約束されていることが必要。

9月授与: 2月末まで。同上。

博士論文発表会前の予備審査

回数: 少なくとも1回

時期: 3月授与-11月末まで、9月授与-3月末まで

審査方法: 予聴会を開き、審査員の協議により審査する。

審査員: 主査（指導教員）、副査（少なくとも二人の理工学専攻有資格教員）、外部審査員

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期:

3月授与: 11月末まで

9月授与: 4月中旬まで

博士論文発表会の開催を可とする基準

課程博士

* 学位研究を構成する主論文として、欧文の国際学術誌（国際学術文献データベースに登録されたサイテーション可能な学術誌）に審査を経て形成された原著論文で、その主著者（筆頭著者）となっているものが少なくとも一篇あること。

* 学位研究を構成する副論文として、欧文の国際学術誌（同上）に審査を経て掲載された原著論文が若干数あること。

論文博士

* 学位研究を構成する主論文として、欧文の国際学術誌（国際学術文献データベースに登録されたサイテーション可能な学術誌）に審査を経て形成された原著論文で、その主著者（筆頭著者）となっているものが原則として三篇あること。

* 学位研究を構成する副論文として、欧文の国際学術誌（同上）に審査を経て掲載された原著論文が若干数あること。

審査委員（副査）候補者の人選

時期: 3月授与-10月末、9月授与-2月末

人選方法: コース会議による

以上

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（9月授与・3月授与）

（2005年10月19日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 電気電子工学コース

コース会議に予備審査を行うことのできる時期:

9月授与: 2月～3月

3月授与: 4月～10月の間

博士論文発表会前の予備審査

回数: 通常1回、場合により複数回となることもある。

時期: 9月授与は3月～4月、3月授与は4月～10月の間

審査方法: 学位論文内容のプレゼンテーション、質疑応答
(プレゼン1時間、質疑1時間 計2時間程度)

審査員: ㊦教員全員

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期:

9月授与: 4月

3月授与: 10月～11月

博士論文発表会の開催を可とする基準

- 1) 学位論文の内容が博士の学位に値すること。
- 2) 質疑における回答の内容が博士の学位に値すること。
- 3) 研究業績が博士の学位の授与に値すること。
- 4) 博士の学位の授与に値する人物であること。

上記の条件を満たした場合、可とする。

審査委員(副査)候補者の人選

時期: 9月授与は5月、3月授与は10月～12月の間

人選方法: コース会議で指導教員(又は主査候補)の案を基に検討の上、決定。

以上

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（3月授与・9月授与）

（2005年10月19日理工学研究科教授会承認）

コース名 ： 機械創造コース

コース会議に予備審査を行うことのできる時期：

9月末下旬-10月初旬 開催のコース会議
論文主旨説明と同時に主査および副査候補者の概略説明
（論文ドラフトを副査候補者に送付、査読依頼）

博士論文発表会前の予備審査

回 数： 2回

時 期： 第1回 10月中

第2回 11月中

審査方法： 第1回： 著者による論文内容説明と質疑応答

第2回： 前回質疑に対する改善箇所・内容の説明と質疑応答、
審査継続の可否判断

審 査 員： 主査・副査全員

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期：

11月下旬-12月初旬

博士論文発表会の開催を可とする基準

審査委員会（主査・副査全員）の合意およびコース会議の承認

審査委員（副査）候補者の人選

時 期： 遅くとも8月中

人選方法： 主査による人選と学内副査の合意

以上

なお、9月授与の場合は半年ずらして対応する。また、論文博士の審査も上記に准ずる。

課程博士・論文博士 博士審査プロセス（9月授与・3月授与）

（2008年4月23日理工学研究科教授会承認）

コース名 : 知能情報コース

コース会議に予備審査を行うことので承認を得る時期：
授与6カ月前

博士論文発表会前の予備審査

回数： 1回以上
時期： 授与5カ月前
審査方法： 学位論文（草稿）、口頭発表
審査員： 知能情報コースDⒺ教員全員

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期：
授与4カ月前

博士論文発表会の開催を可とする基準

- (1) 学位論文の内容が博士の学位に値すること。
 - (2) 質疑における回答の内容が博士の学位に値すること。
 - (3) 研究業績が博士の学位の授与に値すること。
 - (4) 予備審査において審査員が可と認め、コース会議において承認されること。
- 上記の条件を満たす場合に可とする。

審査委員（副査）候補者の人選

時期： 授与4カ月前
人選方法： コース会議承認

以上

（2008年4月23日理工学研究科教授会承認）

コース名 : マネジメントテクノロジー コース

コース会議に予備審査を行うことの下承を得る時期：

9月授与： 2月から3月

3月授与： 4月から10月の間

博士論文発表会前の予備審査

回数： 複数回

時期： 9月授与は3月から4月、3月授与は4月から10月

審査方法： マネジメントテクノロジーコース内発表会にて学位論文内容の
プレゼンテーションと質疑応答

（この発表会は当マネジメントコースおよび経営システム工学科関係者に
公開し、当該論文に対する意見を聴取する。）

審査員： D④教員全員の中から2人以上による予備審査員を選出し、予備的な審査を
行うとともに、コースのD④教員全員によるその後の取り扱いについて協議
する。

博士論文発表会開催を申し込むことを承認するコース会議の時期：

9月授与： 4月頃、

3月授与： 10月から11月

博士論文発表会の開催を可とする基準

- (1) 学位論文の内容が博士の学位に値すること
 - (2) マネジメントテクノロジーコース内発表会における質疑応答の内容が博士の学位に
値すること
 - (3) 研究業績が博士の学位授与に値すること
- 上記の条件を満たしている場合に、可とする。

審査委員（副査）候補者の人選

時期： 9月授与は5月頃

3月授与は10月から12月

人選方法： コース会議で指導教員（または紹介者）の案を尊重しながら検討を行う。

以上